

西蒲民商ニュース

2020年6月1日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

給付金が振り込まれた

会員2件（小売、製造

業）が喜びの声！

5月26日、小売業に続き、家具製造業に百万円の振込があり、商売が継続出ると喜んでいきます。連日、「持続化給付金」（法人2百万円、個人百万円）の相談が民商に寄せられています。西蒲民商では10数人の手続きが完了しました。手続きの留意点についてお知らせします。

【持続化給付金・手続きの留意点】

1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。指示に従って行くと申請が出来ます。（みんなで挑戦しましょう）

2、事前に用意しておくと便利

- 2019年度分確定申告書の控え
法人は法人事業概況説明書
収入金額がわかるもの（収支内訳書等）
確定申告の收受印のない人は①税務署で納税証明書その2（所得金額用）②閲覧請求して確定申告書の写真を撮る（無料）
- 昨年の売上と今年の売上減少月（50%減）の比較が必要です。売上台帳のない人はひな形が民商にあります。
- 免許証やマイナンバーカード（ある人）
- 振込まれる通帳の金融機関名や口座番号
- 右の写真は、スマホで取れますが、デジタルカメラやコピー機でスキャンもできます。

雇用調整助成金を民商と一緒に申請

西蒲区のAさん（建設業）は、コロナの影響で仕事が激減し、3月より従業員を二人休ませ、休業手当を支給しました。4月に入って民商に相談、雇用調整助成金の申請を行うことになりました。助成金の申請には、様々な書類が必要ですが特に毎月の売り上げ等を記載しておくことが大事です。民商と相談しながら書類を作成し、5月25日に申請が受理されました。Aさんは、「申請が受理されて良かった。提出書類もだいぶ簡略化されたので、次から一人で書類を作成し、申請しようと思う」と語っていました。

商工新聞・会員の紹介運動を広げよう

消費税10%増税やコロナ問題で中小業者の営業は危機にひんしています。先日も「まだ確定申告してないが、これから出来ますか？」と相談がありました。こうした時こそ、税金、金融、労働保険、持続化給付金等で悩んでいる仲間に「民商どうですか？」の声をかけましょう。



「ソーシャルデスタンス」
国民が離れました

内閣支持率低下
（朝日新聞）